

多賀区車両「軽トラック」の貸し出し規定

【貸し出しを希望する団体・小字・個人へ】

大字多賀区が所有し運用する「軽トラック滋賀 480 た 8221」(以下「軽トラック」という)を、多賀区所属団体、各小字の総代、及び多賀区民が使用するための申し込みがあった場合は、貸し出しをします。なお、多賀区が実施する公的行事及び事業活動に使用する場合は無償とし、団体・各小字及び個人の使用に関しては燃料代として最初の5kmまでは 200 円、以後5kmごとに 100 円を負担してもらいます。使用範囲は、犬上郡及び彦根市とします。

【貸出の注意事項】

1. 多賀区所属団体・小字および区民に対し、貸し出します。
2. その場合、申込者は所定の使用許可申請書に必要事項を記入し事前に多賀区に申し込むこと。申し込みが重なった場合は先約順とします。
3. 運転手は普通免許取得者以上に限ります。
4. 貸出時間中に保管や駐車する場合、道路使用許可や駐車場など許可を要する場所は必ず許可を得て、駐停車禁止場所には絶対に違法駐車しないこと。
5. 運転手は道路交通法を遵守し安全運転すること。違反等で警察の摘発を受けた場合は運転手並びに申請団体の全責任と負担で解決すること。なお上記違反等に係る反則金及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管の諸費用などは運転手の負担とします。
6. 万が一運行中に事故が発生した場合は、速やかに警察に通報するとともに、負傷者がでた場合は救急車を呼び、事務局に連絡後、その場の安全なところで待機し警察の立会に協力すること。
7. 相手がある場合は、相手の免許証の確認と連絡先、損害保険会社、車両ナンバー等必要事項の情報を控えること
8. 事故(自損事故を含む)の損害賠償については、損害保険会社の任意保険の補償範囲で行いますが、事故の状況(過失等)によっては貸出車両の現存復旧、他車両などの物損、怪我人に対する治療費など事故処理に要した費用の全部または一部を運転者に請求します。
9. 許可のない者、無免許の者、運転手に重大な過失があった者の運転中の事故は、運転手ならびに申請団体が賠償すること。修理代や訴訟についても同様とし、多賀区は一切関知しません。
10. 返却時において、次に使用するものが気持ちよく使用できるように、車内のゴミや荷台、ボディの汚れ等清掃して返却すること。また、接触等でキズが生じた場合正直に申告すること。

令和5年6月1日改定

多賀区車両「軽トラック」使用許可申請書

別紙の多賀区車両「軽トラック」の貸し出し規定を遵守することを確約し、
下記により申し込みます。

令和 年 月 日

団体名又は個人名 _____

責任者 _____

使用目的	
貸出年月日	年 月 日
貸出時間と返却時間	: ~ :
料金(多賀区記入欄)	円

領 収 書

令和 年 月 日

様

一金 _____ 円

使用料金として上記利用料金を領収いたしました。

多賀町立 多賀福祉会館 指定管理者

多賀区長 中村 明夫

(印無き物無効)